

## 〈保護〉骨子・施策(案)

### 趣旨

「困難な状況から救済され、自分をエンパワメントするために必要な支援を受けることができる。」

### 前文

子どもたちには、自分ではどうしても出来ない苦しいこと、辛いこと、心配なことがあります。

そんな時、子どもたちは安心して助けてと言うことができ、守ってもらうことができます。逃げることもできます。

傷ついた子どもの心の回復には、長い時間をかけた関係づくりが必要です。このため、大人は、子どもたちの気持ちを十分に受け止め、子どもたちの最善の利益のために、子どもが直面することを、ともに考え支えていく必要があります。

### (1) 自分を守り、守られる権利

- ①あらゆる権利の侵害から逃れられること
- ②自分が育つことを妨げる状況から保護されること
- ③状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい環境の中で確保されること
- ④自分に影響を及ぼすことについて他の者が決めようとするときに、自分の意見を述べるのにふさわしい環境の中で表明し、その意見が尊重されること
- ⑤自分を回復するにあたり、その回復に適切でふさわしい環境の場が与えられること

### (2) 家庭等における子どもの権利保障

- ①親等（親に代わる保護者・児童養護施設および児童養護施設関係者）は、養育するその子どもに対し、第一義的養育責任がある。
- ②親等は、子どもの権利行使にあたり、子どもの最善の利益を確保する方向で、その発達段階に応じて支援を行う責任がある。
- ③親等は、子ども自身が権利を行使することが困難な場合、子どもの最善の利益を確保する方向で、子どもに代わって権利行使を行う。
- ④親等が、その養育責任を果たすために、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて、子どもに養育上必要な情報等を関係機関から得ることができる。
- ⑤親等が養育責任を果たすにあたって、福祉、教育、医療等、子育てのための最大限の支援を得ることができる。
- ⑥DV 家庭、ひとり親、経済的困窮、親等の脆弱な養育能力、地域での孤立家庭等、養育困難な家庭は、市からの適切な手厚い支援が得られる。
- ⑦子どもは、その家族の出身、国籍、民族、言語、財産、性別、宗教、障がい、その他の置かれている状況のために養育上の差別を受けない。
- ⑧事業者には、雇用者の養育環境を整える責任がある。
- ⑨親等は、養育する子どもに対し、虐待（ネグレクトを含む不適切な養育：マルトリートメント）を行ってはならない。
- ⑩市は、虐待を受けた若しくは受ける可能性のある子どもに対し、速やかな救済及びその

回復に努める。

- ①市は、虐待の情報漏洩等 2 次被害のないよう努める。
- ②市は、虐待からの救済及びその回復にあたっては、NPO（注：非営利活動を行う組織）・関係機関との連携を図り、地域ぐるみでその支援に努めるものとする。

### （3）重大な権利侵害であるいじめの防止等

- ①育ち・学ぶ施設関係者は、子どもにとって重大な権利侵害であるいじめの防止に努めなければならない。尚、いじめの防止にあたっては、いじめの定義に囚われず、子ども主体の判断が基本となる。
- ②育ち・学ぶ施設関係者は根本的ないじめ防止のため、子ども自身が子どもの権利について理解できるよう学ぶ機会をつくらなければならない。
- ③いじめを受けている全ての子どもは、そこからの避難が保障される。
- ④いじめに直接関与していない子どもは、いじめる側・いじめられる側のどちらの立場にもならないことが保障される。
- ⑤育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもがいじめに関する相談を、子どもを主体として安心して行うことができるよう仕組みをつくり、解決にあたっては、子どもオンブズパーソン及び関係機関等と連携し、子どもの最善の利益を確保する方向で、調査、調整、介入を行う責任がある。
- ⑥育ち・学ぶ施設関係者は、その回復にあたっては、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。
- ⑦育ち・学ぶ施設設置管理者は、その職員に対し、いじめに関する研修を義務づける。

### （4）体罰という名の暴力の禁止等

- ①親等及び育ち・学ぶ施設関係者は、その子どもに対し、いかなる理由をもって、体罰という名の暴力を行ってはならない。体罰は、暴力そのものであり、身体的精神的苦痛や人格を辱める等の懲戒であり、決してしつけ・教育的手段ではない。家庭及び育ち・学ぶ施設において、断じて体罰そのものを禁止する。
- ②育ち・学ぶ施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する体罰という名の暴力の防止に関する研修・啓発等の実施に努めなければならない。
- ③育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもに対する体罰という名の暴力に関する調査を、子どもが安心して回答できるように配慮して実施しなければならない。
- ④育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもに対する体罰という名の暴力に関する相談を子どもが安心して行えるような環境・仕組みを整えなければならない。
- ⑤育ち・学ぶ施設関係者は、他の施設関係者が体罰という名の暴力を行っていることを知ったとき、速やかに施設管理設置者に報告しなければならない。
- ⑥育ち・学ぶ施設関係者は、子どもに対する体罰という名の暴力を知ったとき、または子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、必要な関係機関・個人と連携し、子どもの救済及び解決・回復に努めなければならない。

### （5）巻き込まれない権利

- ①親等同士の関係、育ち・学ぶ施設関係者同士、子どもに関わる大人及び組織・機関等の対立により、子どもの権利が保障されないことから守られること。

- ②平和でないこと、環境悪化、災害等の社会的要因で子どもの権利が侵されることから守られること。
- ③市は、上記の関係性の対立により子どもの権利侵害が起きた場合は、子どもにとっての最善の利益を考え、関係調整を図れるよう適切な支援に努めなくてはならない。

#### (6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利

子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- ②前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- ③障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- ④国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- ⑤子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

#### (7) 子どもの相談・救済

##### ①子どもの相談・救済制度の設置

ア 子どもからの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な場合には救済を行うため、(仮称)津市子ども支援センター(以下「子ども支援センター」)を置く。

イ 子ども支援センターは、子どもの相談、救済の求めを受けて、調査、関係調整を行う。

ウ 市、NPO、団体等が連携をとり、子ども支援センターの活動を行う。

##### ②子ども支援センターの組織

子ども支援センターは、オンブズパーソン、相談員、事務局を置く。

##### ③オンブズパーソンの職務

ア 子ども権利侵害に関わる問題について相談を受ける。

イ 子ども自身による解決の取り組みを支援し、問題を生じている関係の改善、及び必要な手立てを通じての調査・救済を行う。

##### ④相談員の職務

ア 子どもの話を聴き、子どもの気持ちや思いに共感する。

イ 子ども権利侵害に関わる相談内容があった場合は、オンブズパーソンにつなぐ。

##### ⑤市の機関、市民等の責務

ア 市の機関は子ども支援センターの職務の遂行に関し、積極的に協力、援助する。

イ 市民および市内に学校・施設等を設置する者および市内で事業を営む者は、子ども支援センターの活動に協力する。

##### ⑥相談・救済の申立ての方法

ア 子どもは、精神的、身体的に不安、苦痛を感じた場合、安全に、安心して子ども支援センターに相談できる。

イ 権利が侵害されたと思う子どもは、子ども支援センターに救済を求めることができ

る。

ウ 相談や救済を訴える（申立てる）方法は、子どもが直接、容易な方法で、安全で安心してできるよう電話、メール、掲示板、窓口、手紙など、方法及びその条件整備を行う。

#### ⑦相談・調査・救済の実施

ア 相談等は、⑥ウの方法によって受け付け、子ども自身が問題等の解決に向けて主体的に行動できるよう支援する。

イ 相談等において権利侵害の恐れのある事案については、子ども自身の意思に基づき、調査を開始する。子どもの意思表示がない場合であっても、調査の必要があると判断した場合も、同様に調査を開始する。

ウ 権利侵害の事案の調査を開始する場合は、申立てた子ども、関係機関に通知する。調査を行わないと判断した場合、中止した場合も、その理由を通知する。

エ 調査は、権利侵害を受けた子どもの被害が拡大しないように配慮し、子どもの尊厳・名誉等を害しないよう配慮し行う。

オ 必要があると認める時は、関係機関に説明、資料の提供を求めることができる。

カ 審査の結果は、速やかに申立てた子ども、関係機関に通知する。調査を行わないと判断した場合、中止した場合も、その理由を通知する。

キ 子どもの権利侵害の事案の調査の結果、救済等の必要があると認める時は、関係する市の機関に、是正の措置を講じるよう勧告する。また、制度等の改正が必要な場合は、見直しを図るよう意見を述べる。

ク 子どもの権利侵害の事案の調査の結果、救済等の必要があると認める時は、関係する市民等に、是正等の要望を行うことができる。

ケ 子どもの権利侵害の事案の調査の結果、勧告等または、その実施の必要がないと判断した場合等においても、申立てた子ども、関係機関等に判断所見を付した調査結果を通知する。

#### ⑧報告

ア 勧告等を行った時は、市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

イ 市の機関は、是正等の措置等を講ずることができない時は、支援センターに理由を示さなければならない。

#### ⑨公表

その総意において必要があると認めるときは、勧告、意見表明等の内容、報告及び理由を公表することができる。

#### ⑩活動状況等の報告及び公表

支援センターは、毎年、活動状況等について、市長に報告するとともに、これを広く市民に公表するものとする。

#### ⑪子ども及び市民への広報等

市の機関は、子ども及び市民に子どもの相談・救済制度を広く知らせるとともに、子どもが申立てを容易に行うことができるよう、必要な施策の推進に努める。

## 〈発達〉骨子・施策案（案）

### (1)ありのままの自分である権利

個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること

子どもは、ありのままの自分であることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①自分の考えや信仰を持つこと
- ②秘密が侵されないこと
- ③自分に関する情報が不当に収集され、または利用されないこと
- ④子どもであることをもって不当な取り扱いを受けないこと
- ⑤安心できる居場所で自分を休ませ、および余暇をもつこと

### (2)自分を豊かにし、カづけられる権利

子どもは、自分を豊かにし、可能性を伸ばし、エンパワメントすることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①遊ぶこと  
遊びと遊びの場の保障（津夢パーク）と関わる人材の育成と確保
- ②学ぶこと  
主体的な学びとオルタナティブな教育等多様な学びの場の保障
- ③同年齢、異年齢が育ちあう場の保障と関わる人の保障
- ④他者との安心できる関係性をつくりあうこと
- ⑤文化芸術の享受および参加すること
- ⑥自分に役立つ情報を得ること
- ⑦自己肯定および自尊感情を育むこと
- ⑧幸福を追求すること

### (3)自分で決める権利

子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること
- ②自分に関することを決めるとき、適切な支援及び助言を受けられること
- ③自分に関することを決めるために、最大限必要な情報が得られること

### (4)子どもの居場所に関する権利

居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体と連携を図り、関わる人材の育成と確保等、その支援に努めるものとする。

- ①同年齢や異年齢の子どもたちと共にあること
- ②ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと
- ③自由に遊び、若しくは活動すること
- ④安心して人間関係をつくり合い共に成長をし合えること
- ⑤子どもの意見が反映されること

## 〈生存〉骨子・施策(案)

すべての子どもは胎児の時から一人の人間として尊重され、権利主体として認められなければならない。

子どもは子どもとして、自己肯定感をもって、ありのままの自分で生きることができる。

また、子どもには、あらゆる災害や事故等から命と健康が守られ、安心・安全に生きることができる権利がある。

### (1) 子どもとして生きることができる権利

子どもは子どもとして生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①胎児から権利主体である一人の人間として捉えられること
- ②自己存在感を持って生きることができること。
- ③自ら死を選ぶ状況に追い込まれないこと。
- ④その意思が尊重され、子どもの最善の利益が保障されること。
- ⑤子ども固有の問題が尊重されること。
- ⑥大人、社会からその年齢・発達に応じた最大限の支援が受けられること。

### (2) 安心して生きる権利

子どもは安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①命が守られ、尊重されること。
- ②安心安全な環境での胎児期と誕生が保障されること。
- ③愛情と理解をもって心も体も豊かに育つ環境が保障されること。
- ④あらゆる形態の差別を受けないこと。
- ⑤あらゆる形の暴力を受けず、又は、放置されないこと。
- ⑥健康に配慮がなされ、適切な医療等、必要な社会保障が受けられること。
- ⑦その年齢の成長にふさわしい生活ができること。
- ⑧子どもの権利が侵されることから逃れることができる安心で安全な居場所が保障されること。
- ⑨子どもや育つ家庭等(児童養護施設を含む)が孤立せず、地域の中で見守られながら育つこと。
- ⑩平和と安全な環境の下で生活ができること。

### (3) 安全に生きる権利

子どもは安全に生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①市及び育ち・学ぶ施設管理者は、災害・事故等によって直接或いは間接的に、環境や食物等が脅かされ、若しくは脅かされそうになった場合、特に影響を受けやすい成長期である子どもの命と健康を守るために、適切な対応をとり、関係機関等と連携し、安全に生活ができるようにすること。
- ②育ち・学ぶ施設管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害・事故等の発生の防止に努めるとともに、災害・事故等が発生した場合にあっても、被害の拡大を

防げるよう関係機関、NPO、親等、その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- ③育ち・学ぶ施設設置者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

## 〈参加〉骨子・施策(案)

子どもは大人と共に社会を構成するパートナーである。

現在・未来の地域社会を支えていく力のある存在であり、固有の役割がある。

そのためには、子どもの意見の尊重、参加が根底に据えられなければならない。

子どもが主体的に市民として参加する事が、自らの権利意識に目覚め、社会的使命を持って自己実現をしていくためにも、全人的に成長していくための人間関係づくりにおいても不可欠なものである。また、家庭・学校等における構成員としての役割を果たすためにも重要な意味を持つ。大人は子どもの最善の利益のために必要な支援の仕組みを整え、子どもが主体的に育つ環境づくりに努めることとする。子どもにやさしいまちづくりは、すべての市民にとってよりよい社会を築けることに繋がると信じる。

### (1)子ども支援者の支援

- ①学校および社会で子どもに関わる支援者を支援するためのセンター機能をもった第三者機関としての「子ども支援者支援センター」を設立する。
- ②子どもの権利条約に基づいた理念で「子ども支援者支援センター」の運営を行うこととする。
- ③「子ども支援者支援センター」においては、理念をつかむための研修また予防のための研修・対策のための相談機能・情報発信機能・組織に働きかける機能を持つこととする。
- ④子どもたちの自主的な活動や参加、意見表明を支援するために、市や子どもに関わる諸団体において、子ども支援者を養成することとする。
- ⑤スクールカウンセラーをはじめとする子ども支援職の専門性の確保し、守秘義務の保障を行うこととする。

### (2)市政・まちづくりへの参加

- ①子どもの利用を主とした市の施設の設置及び運営に関して、子どもの意見が反映できるよう、審議会等への子どもの参加と意見表明を保障することとする。
- ②子どもに関わる計画の策定、施策づくり、事業実施を行う場合においても、子どもの参加を保障し、意見が尊重されるものとする。
- ③子どもがまちづくり等に意見を表明、または、参加できる機会を保障することとする。

### (3)子ども委員会

- ①市政などに、子どもたちが参加し意見表明する場を設けることとする。津市子ども委員会を設置し、公募で委員を募集することとする。
- ②子ども委員会で話し合った意見等をまとめ、子どもの権利委員会へ提言を行うこととする。
- ③市内の子どもたちすべてにおいて、同等に参加・意見表明の場を持つために、地域別集会・全市子ども集会を持つこととする。
- ④子どもに関わる様々な活動において、子ども会議を行うこととする。

- ⑤子ども委員会、地域別集会、全市子ども集会、子ども会議で、子どもが話し合ったことの意味を市政へ反映することとする。

#### (4)参加活動支援の拠点づくり

- ①子どもの主体的な参加活動を支援するために、子どもの居場所としての拠点づくりを行うものとする。また、子どもが安心して、ありのままの自分でいられる子どもの居場所としての拠点づくりを行うものとする。
- ②子どもの居場所としての拠点をつくる際は、構想を練る段階から子どもの意見を取り入れるものとする。

#### (5)豊かな育ち・学びを保障する、より開かれた学校・施設

- ①学校、児童養護施設、学童等、子どもが育ち・学ぶ施設において、子どもの主体的な学びを促進するために、学校教育等改革会議の設置を行うこととする。
- ②多様な学びの保障と選ぶ権利の保障  
フリースクール・チャータースクール・ホームエデュケーション等オルタナティブスクールの拡充
- ③学校や施設等において、子どもの権利が保障されるよう、子どもの権利についての研修を行うこととする。
- ④学校や施設等における自治、参加の支援をすることとする。
- ⑤学校・施設等活動の拠点となる場での構成員としての意見表明

#### (6)自治的な活動の促進

- ①子どもの年齢や成熟にふさわしい参加の仕組みづくり
- ②グループをつくり集まる権利
- ③子どもが、参加し意見表明を行うために、支援する体制の整備を行う。(参加を支援するコーディネーターを置き、そのコーディネーターをバックアップするために協議会を設置することとする。)
- ④地域においても、子どもが意見を表明したり、参加したりできる機会を設けて、子どもと共に地域づくり・まちづくりを行い、地域の中の子どもの居場所づくりを行うこととする。

#### (7)必要な情報の入手や発信

- ①個々の環境や状況に左右されない
- ②大人の都合によって制限されない
- ③メディアリテラシーの必要性とその支援  
④子どもの権利について、市民が理解を深めるために、権利学習を行うこととする。
- ⑤情報は、お互いがよりよく生きるためのものであることを学ぶリテラシー教育を保障する。
- ⑥情報リテラシー教育をするにあたっては情報を選択していく能力を養うことのできる手法を研究すること。

#### (8)子ども本人に関する文書等

- ①育ち・学ぶ施設等における子ども本人に関する文書は、適切に管理、保管されなければならない。
- ②子どもの利害に影響する文書の作成にあたっては、子ども本人又はその親等の意見を聴かなければならない。



- ③育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えて、その子どもの情報が収集、保管又は外部に提供されてはならない。
- ④文書及び情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されなければならない。
- ⑤育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

#### **(9)参加を保障する為の安心安全の保障**

- ①プライバシー・名誉を守る
- ②生まれ持っている様々な権利を、子ども自身が知るために、権利を学ぶ機会をもつ。

#### **(10)子どもの権利の保障状況の検証**

##### **(津市子どもの権利委員会)**

- ①子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、第三者機関として、津市子どもの権利委員会を置く。
- ②子どもの権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議し、市長その他の執行機関が行動計画を策定するに当たっては、意見を提言することができる。
- ③津市子どもの権利委員会は、子ども委員会からの意見を聞き、市への提言を行うこととする、

##### **(検証)**

- ①子どもの権利委員会は、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価などを行うべき事項について提示する。
- ②市長その他の執行機関は、前項の規定により子どもの権利委員会からの提示のあった事項について評価等を行い、その結果を子どもの権利委員会に報告する。
- ③子どもの権利委員会は、施策に関する評価の報告及び子どもの意見及び市民の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- ④子どもの権利委員会は、前項の調査により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申する。

##### **(答申に対する措置等)**

- ①市長その他の執行機関は、子どもの権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずる。また、その結果を公表する。

#### **(11)少数(マイノリティ)の立場(障がい者・外国籍・不登校 等)の子どもの意見の反映**

- ①障がいがあることや、国籍の違い、子どもがおかれている状況の違い、不登校であることによつて、不当な不利益が生じないように、意見表明を保障することとする。
- ②障がいがあることや国籍の違い、子どもがおかれている状況の違いに応じて、参加や意見表明が妨げられないように、通訳など橋渡し役となる支援者の養成を行うこととする。

#### **(12)文化・芸術・スポーツその他の諸活動への参加**

- ①文化・芸術・スポーツその他の諸活動へ子どもが参加出来るように、諸団体の運営に関し支援し、会場の整備を行うなど活動しやすい状況を保障することとする。
- ②文化・芸術・スポーツその他の諸活動への子どもの参加を支援することとする。